

日南町文化財等保存活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南町補助金等交付規則（昭和45年日南町規則第22号以下「規則」という。）第27条の規定に基づき、日南町文化財等保存活用事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内に所在する文化財等の所有者・管理者等が実施する臨時的な出費が伴う保存・活用等事業に対し、町が補助を行い事業者の経済的負担の軽減および、貴重な文化財が後世へ適切に伝承されることを目的とし交付する。

(補助対象文化財の定義)

第3条 この要綱における補助対象文化財は法令等により国・鳥取県・日南町が指定・登録・認定した文化財のうち、公告等においてその所在地を日南町内に示したもの、および日南町内に存在する地域指定のない天然記念物および特別天然記念物とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、総事業費20万円以上の文化財保存・活用等事業に寄与する臨時的な出費が伴う事業を対象とし、事業の詳細については次の各号のいずれかに該当するもののほか（別表1）に示す。

- (1) 町内にある指定・登録文化財等の保存・活用事業に関すること。
- (2) 総事業費20万円未満の事業で、国または県の随伴補助の対象となる事業。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に妥当と認めたもの。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付を受けることができる者は、本要綱第3条における文化財の所有者および管理者または、町内に事務所を有し文化財保護に寄与する事業を行う法人および任意団体等とする。

2 本補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助を受ける個人または任意法人・団体等の長の氏名及び住所が明らかであること。
- (2) 事業実施に当たり明確な会計経理がなされ、またはなされると認められること。
- (3) 事業実施が完遂できると認められること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は(別表2)に掲げるところにより、1件につき50万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

(随伴補助)

第7条 国および県指定文化財の所有者または管理者等が国庫補助金または鳥取県費補助金を受ける場合、町として事業実施者の経済的負担軽減を目的とし、随伴補助を行うものとする。随伴補助の額は国庫補助金及び鳥取県費補助金を差し引いた額の2分の1から千円未満の端数を切捨てた額とし、50万円を補助金の上限とする。

(他の補助制度との併用の取扱い)

第8条 この要綱による補助金は前条における随伴補助を除き、町が実施する他の補助金・助成金等と併用して交付を受けることはできない。

(交付申請)

第9条 規則第5条により町長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書(様式第1-1号)
- (2) 事業計画書(様式第1-2号)
- (3) 収支予算書又はこれに準ずる書類(様式第1-3号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 本補助金の交付決定は、補助事業を実施する者に対し、1年度につき1回の補助事業に限り行うものとし、町長に提出された書類を審査した上通知する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第3-1号)
- (2) 収支決算書(様式第3-2号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(着手届、完了届の省略)

第12条 この要綱に該当する事業は、着手届、完了届を省略することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

- 1 日南町郷土芸能振興事業補助金は令和4年3月31日で廃止し、日南町文化財等保存活用事業補助金に統合する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

文化財の種類	項目	事業内容
有形文化財 建造物 美術品 民俗文化財	保存	防災・防犯・防虫・修繕・点検・整備等にかかる事業 記録保存・測量設計等にかかる事業 収蔵施設・周辺環境の整備等にかかる事業
	活用	周知・公開行事等活用にかかる事業 広告・案内・説明冊子等の発行にかかる事業
無形文化財 伝統芸能 風習 民俗文化財	保存	楽器・衣装・道具等の修繕・新調等にかかる事業 用具収蔵設備等の整備等にかかる事業 研修・実技指導等にかかる事業 記録保存・報告書刊行等にかかる事業
	活用	周知・公開行事等活用にかかる事業 広告・案内・説明冊子等の発行にかかる事業
記念物 史跡 名勝 天然記念物	保存	防災・防犯・防虫・補修・整備等にかかる事業 記録保存・測量設計等にかかる事業 保護施設・周辺環境の整備等にかかる事業
	活用	周知・公開行事等活用にかかる事業 広告・案内・説明冊子等の発行にかかる事業
文化的景観 伝統的建造物群 保存地区	保存	防災・防犯・防虫・修繕・点検・整備等にかかる事業 記録保存・測量設計等にかかる事業 周辺環境の整備等にかかる事業
	活用	周知・公開事業等活用にかかる事業 広告・案内・説明冊子等の発行にかかる事業

※「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和 25 年廃止）」で重要美術品と認定されている文化財は（別表 1）の有形文化財と同様の扱いとする。

別表 2

文化財の種別	補助事業	補助率	補助額上限
指定文化財	保存	1 / 2	50 万円 (1 件につき 1 回限 / 年)
	活用		
登録文化財	保存	1 / 2	50 万円 (1 件につき 1 回限 / 年)
	活用		

様式第1-1号(第9条関係)

令和 年 月 日

日南町長 中村英明 様

代表者 住 所

団体名

氏 名

印

令和 年度日南町文化財等保存活用事業補助金交付申請書

日南町文化財等保存活用事業補助金の交付を受けたいので、日南町補助金等交付規則第5条により下記のとおり申請します。

記

補助事業名	日南町文化財等保存活用事業補助金
算定基準額 (見込み)	円
交付申請額	円
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書又はこれに準ずる書類 3. その他町長が必要と認める書類

様式第1-2号(第9条関係 有形文化財)

令和 年度日南町文化財等保存活用事業補助金 事業計画書

文化財の概要	文化財の名称	
	所在地	
	所有者	
	管理者	
	指定状況	
	文化財の内容	
補助事業の概要	補助事業理由	
	補助事業内容	
その他参考となる事項		

※保存・整備事業等が必要な状況が分かる写真があれば添付すること。

※保存・整備事業等を説明する書類やパンフレット等があれば添付すること。

様式第1-2号(第9条関係 無形民俗文化財)

令和 年度日南町文化財等保存活用事業補助金 実施計画書

無形文化財の概要	文化財の名称	
	所在地	
	所有団体	
	代表者	
	指定状況	
	文化財の内容	
補助事業の概要	補助事業理由	
	補助事業内容	
その他参考となる事項		

※参加行事の広告等の出演が確認できる書類があれば添付すること。

※補修が必要な物品の状況がわかる写真があれば添付すること。

様式第1-3号(第9条関係)

令和 年度日南町文化財等保存活用事業補助金 収支予算書

申請者 _____

収入

(単位:円)

区 分	予 算 額	内 容 等
国費補助金		
県費補助金		
町補助金		
自己資金		
そ の 他		
合 計		

支出

(単位:円)

区 分	予 算 額	内 容 等
合 計		

様式第2号（第10条関係）

発〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
令和 年 月 日

氏 名 様

日南町長 ⑨

令和 年度日南町文化財等保存活用事業補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇〇年度日南町文化財等保存活用事業補助金（以下「本補助金」という。）については、日南町補助金等交付規則（昭和45年日南町規則第22号）第6条第一項の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇〇年度日南町文化財等保存活用事業補助事業とし、事業の内容は当該申請書の事業計画書記載のとおりとする。

2 交付決定額

補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	〇〇, 〇〇〇円
補助金の額	金	〇〇, 〇〇〇円

- 補助事業は交付決定を受けた年度中に完了しなければならない。
- 補助事業の内容を変更しようとする時は、あらかじめ変更承認申請書を提出して承認を受けなければならない。
- 補助事業が完了した時は、別に指示するところにより実績報告書を提出すること。
- 補助事業の適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、検査員をして当該補助事業に係わる帳簿、書類、その他物件を検査することがある。
- 補助事業はこの通知のほか、日南町補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。

様式第3-1号(第11条関係)

令和 年 月 日

様

申請者 住 所
団体名
代表者 印
(電話)

令和 年度日南町文化財等保存活用事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付発第 号による交付決定に係る事業の実績について、
日南町補助金等交付規則第18条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の名称	令和 年度日南町文化財等保存活用事業補助金
算定基準額	円
交付決定額	円
実 績 額	円
添 付 書 類	1. 事業費清算書 2. 事業のわかる写真、請求書、領収書の写し 3. その他町長が必要と認める書類

様式第3-2号(第11条関係)

令和 年度日南町文化財等保存活用等事業補助金 収支決算書

1. 事業報告

区 分	内 容
実 施 目 的	
事業内容・成果	

2. 収支決算

(収入の部)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	内 訳
国・県補助金			
町 補 助 金			
自 己 資 金			
その他の収入			
合 計			

(支出の部)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	内 訳
合 計			

※上記の内容が記載されていれば、任意の様式でも構いません。

収入合計と支出合計は一致させてください。